

【平成30年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法及び県消費生活条例

(1) 処分(特定商取引法:業務停止命令・指示・業務禁止命令)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・手法等	処分公表日
1	(株) 匡建 【さいたま市岩槻区】	業務停止3ヶ月 勧誘目的の明示 再勧誘の禁止 不備書面交付 不実告知	訪問販売(屋根修繕工事等) 「屋根と床一式を五千円で点検する」と言って訪問。太陽光パネルに汚損がないのに「太陽光パネルを洗浄すれば発電量も上がります。」などと不実告知。	30.7.31 同時処分 群馬県
2	(有) ひまわり村 *H30.08.24 破産手続開始 【山梨県甲府市】	指示 勧誘目的の明示 不備書面交付 不実告知 迷惑勧誘 適合性原則違反	訪問販売(健康食品・サメ軟骨) 新聞折込広告をきっかけに消費者宅を訪問。「治りますよ、効きますよ。」など、あたかも病状の改善の効能があるかのように告げて勧誘。クレジット契約申込に際し、消費者が告げた金額より高い年収額を記入。	30.10.12
3	光安住建こと小松拓矢 【入間市】	業務停止12ヶ月 指示 業務禁止12ヶ月 勧誘目的の明示 不備書面交付 迷惑勧誘	訪問販売(床下工事等) 「床下収納庫はありますか。無料点検しています」などと言って訪問し、消費者が断っているにも関わらず勧誘。	30.12.07
4	(有) マツイこと大口優 【川口市】	業務停止6ヶ月 指示 業務禁止6ヶ月 勧誘目的の明示 不備書面交付 迷惑勧誘	訪問販売(屋根修繕工事等) 「歩いていてソーラーが乗っていたので」などと言って訪問し、しつこく勧誘。契約書面に、契約とは無関係の法人名などを記載。	31.3.20
5	(株) ユニオングループ 屋号:水道地域センター 【千葉県松戸市】	業務停止3ヶ月 指示 業務禁止3ヶ月 勧誘目的の明示 不備書面交付 迷惑勧誘	訪問販売(水道設備工事) 委託会社が「検査に行きます。」などと架電。勝手に有償の点検や修理を始めて、その後に作業依頼書を作成して料金を請求。	31.3.27 同時処分 消費者庁 千葉県
6	(株) AID 屋号:メンテナンスサポート 【大阪市真門市】	指示 勧誘目的の明示 不備書面交付	訪問販売(水道設備工事) 委託会社が「検査に行きます。」などと架電し、訪問。	31.3.27 同時処分 消費者庁

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	15件
・通信販売(誇大広告)	40件
・特定継続的役務提供*	7件
・訪問購入	1件
・条例のみ(不動産販売)	2件
計	63件

*うち2件は訪問販売の再掲

2 景品表示法

指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	57件	優良誤認(21件)、有利誤認(36件)
口頭注意	4件	優良誤認(1件)、有利誤認(3件)
計	61件	